



発行
東京都

目次

69

公 告

○当せん金付証券の発売委託…（財務局主計部公債課）…一

雑 報

○当せん金付証券の発売委託（二件）……………
……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和八年六月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百六十六回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億五千万円 二百五十万枚
- 三 証券金額 一枚百円
- 四 発売期間 令和八年十月二十一日から同年十一月十七日まで

五	当せん金の総額	発売総額に対して一億七百四十万円	四	発売期間	令和八年十一月十八日から同年十二月十五日まで
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五	当せん金の総額	発売総額に対して一億九百九十万円
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千六百六万五千九百四十円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
八	その他発売経費	発売総額に対して二千六百十万円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百八十八万九千九百四十円
九	受託申請期限	令和八年七月十三日	八	その他発売経費	発売総額に対して二千六百十万円
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九	受託申請期限	令和八年七月十三日
一	名称	第二千六百六十七回東京都宝くじ	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚	一	名称	第二千六百六十九回東京都宝くじ
三	証券金額	一枚二百円	二	発売総額及び枚数	一億六千万円 八十万枚
四	発売期間	令和八年十一月四日から同月二十三日まで	三	証券金額	一枚二百円
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億七千九百九十万円	四	発売期間	令和八年十二月二日から同月二十二日まで
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五	当せん金の総額	発売総額に対して七千六百万円
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千四百五万一千三百九十円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
八	その他発売経費	発売総額に対して三千八百八十万円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千六百二十万九千六百円
九	受託申請期限	令和八年七月十三日	八	その他発売経費	発売総額に対して千五十三万九千円
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九	受託申請期限	令和八年七月十三日
一	名称	第二千六百六十八回東京都宝くじ	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
二	発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚	一	名称	第二千六百七十回東京都宝くじ
三	証券金額	一枚百円	二	発売総額及び枚数	一億六千万円 八十万枚

三	証券金額	一枚二百円	雑 報
四	発売期間	令和八年十二月十六日から令和九年一月十二日まで	
五	当せん金の総額	発売総額に対して七千六百万円	
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百八十五万七千六百元	
八	その他発売経費	発売総額に対して千八十七万七千円	
九	受託申請期限	令和八年七月十三日	
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	
一	名称	第二千六百七十一回東京都宝くじ	
二	発売総額及び枚数	十二億円 六百万枚	
三	証券金額	一枚二百円	
四	発売期間	令和八年十二月二十六日から令和九年一月十九日まで	
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億四千七百九十万円	
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して七千百九万一千七百九十円	
八	その他発売経費	発売総額に対して一億一千六百四十万円	
九	受託申請期限	令和八年七月十三日	
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和八年六月二十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千二百二十九回全国自治宝くじ

十一億円 五百五十万枚

一枚二百円

令和八年十月十四日から同年十一月十日まで

発売総額に対して五億二千二百五十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億九百二十万一千円

発売総額に対して六千九百六十三万円

令和八年七月十三日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三百三十回全国自治宝くじ

二十億円 千万枚

一枚二百円

令和八年十月十七日から同年十一月三日まで

発売総額に対して八億九千九百八十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億二千五百五十七万八千三百

八十円

発売総額に対して一億七千二百四十万円

令和八年七月十三日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三百三十一回全国自治宝くじ

八億円 八百万枚

一枚百円

令和八年十月二十一日から同年十一月十七日ま

で

一 名称
二 発売総額及び枚数
三 証券金額
四 発売期間

一 名称
二 発売総額及び枚数
三 証券金額
四 発売期間
五 当せん金の総額
六 委託対象事務の範囲
七 売りさばき及び当せん金支払手数料
八 その他発売経費
九 受託申請期限
十 その他

五 当せん金の総額
発売総額に対して三億八千四百万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

売りさばき及び当せん金支払手数料
発売総額に対して八千七百十四万六千四百円

その他発売経費
発売総額に対して八千八百四十八万円

受託申請期限
令和八年七月十三日

その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三百三十二回全国自治宝くじ

七億五千万円 二百五十万枚

一枚三百円

令和八年十月二十八日から同年十一月二十三日

まで

発売総額に対して三億四千五百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

委託対象事務の範囲
発売総額に対して六千二百三十二万八千七百五

十円

発売総額に対して六千七百八十万円

令和八年七月十三日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三百三十三回全国自治宝くじ

十四億円 七百万枚

一枚二百円

令和八年十一月一日から同年十二月八日まで

発売総額に対して六億六千五百万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

委託対象事務の範囲
発売総額に対して一億三千九百十五万四千四百

円

発売総額に対して八千八百六十二万円

令和八年七月十三日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三百三十六回全国自治宝くじ

十三億円 六百五十万枚

名称
発売総額及び枚数

二 名称
一 発売総額及び枚数

三	証票金額 発売期間	一枚二百円 令和八年十二月二十三日から令和九年一月十九日まで
四	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して六億一千七百五十万円 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
五	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億三千百三十五万九千八百円
六	その他発売経費	発売総額に対して八千二百二十九万円
七	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
八	その他	
九	証票金額 発売期間	令和八年十二月二十六日から令和九年一月十二日まで
十	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して三億四千五百万円 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
十一	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して六千七百八十五万二千五百円
十二	その他発売経費	発売総額に対して六千七百八十万円
十三	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
十四	名称 発売総額及び枚数 証票金額 発売期間	第千三百三十七回全国自治宝くじ 七億五千万円 二百五十万枚 一枚三百円 令和八年十二月二十六日から令和九年一月十二日まで
十五	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して三億四千五百万円 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
十六	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して六千七百八十五万二千五百円
十七	その他発売経費	発売総額に対して六千七百八十万円
十八	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
十九	名称 発売総額及び枚数 証票金額 発売期間	第千三百三十八回全国自治宝くじ 十二億円 千二百万枚 一枚百円 令和八年十二月二十六日から令和九年一月十九日まで
二十	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して五億七千六百万円 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
二十一	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億三千二十万四千八百円
二十二	その他発売経費	発売総額に対して一億三千二百七十二万円
二十三	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一	名称 発売総額及び枚数 証票金額 発売期間	第千三百三十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和八年十月一日から同年十一月三十日まで
二	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して四億五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
三	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十五万七十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
四	その他発売経費	発売総額に対して一億三千四百八十七万四千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
六	名称 発売総額及び枚数 証票金額 発売期間	第千三百三十一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 九億円 三百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和八年十月一日から同年十一月三十日まで
七	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して四億五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
八	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十五万七十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	その他発売経費	発売総額に対して一億三千四百八十七万四千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
十	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
十一	名称 発売総額及び枚数 証票金額 発売期間	第千三百三十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和八年十月一日から同年十一月三十日まで
十二	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して四億五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
十三	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十五万七十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
十四	その他発売経費	発売総額に対して一億三千四百八十七万四千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
十五	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

六	委託対象事務の範囲	状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百十三万一千三百三十二円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百九十一万六千円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和八年七月十三日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関 係通達による。
一	名称	第二百三十三回インターネット専用全国自治宝 くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 （二億円を一単位（一ユニット）として二単位 （二ユニット））。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
三	証券金額	令和八年十月一日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百五万八千七百三十六円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して六千百十八万八千円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和八年七月十三日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関 係通達による。
十	その他	
一	名称	第二百三十四回インターネット専用全国自治宝 くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として三単位 （三ユニット））。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
三	証券金額	
四	発売期間	
五	当せん金の総額	
六	委託対象事務の範囲	
七	当せん金支払手数料	
八	その他発売経費	
九	受託申請期限	
十	その他	
一	名称	第二百三十五回インターネット専用全国自治宝 くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	八億円 八百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として八単位 （八ユニット））。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円
三	証券金額	令和八年十月一日から同年十一月三十日まで
四	発売期間	発売総額に対して三億六千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して四百二十八万四千八百円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して一億一千七百六十八万円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和八年七月十三日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関 係通達による。
十	その他	
一	名称	第二百三十六回インターネット専用全国自治宝 くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	四億五千万円 百五十万枚 （一億五千万円を一単位（一ユニット）として 三単位（三ユニット））。ただし、発売状況によ り、原則発売総額の百五十パーセントを上限と

三	証券金額 発売期間 当せん金の総額	してユニット単位で増額する場合がある。 一枚三百円 令和八年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して二億二百五十万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
四	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
五	当せん金支払手数料	発売総額に対して八十二万五千二百八十三円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	その他発売経費	発売総額に対して六千七百四十三万七千円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
七	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
八	名称	第二百三十七回インターネット専用全国自治宝 くじ(クイックワン)
九	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として三単位 (三ユニット)。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)
十	証券金額 発売期間 当せん金の総額	一枚二百円 令和八年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
十一	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
十二	当せん金支払手数料	発売総額に対して八十万六十五円。ただし、発 売状況等により増減する場合がある。
十三	その他発売経費	発売総額に対して四千五百八十九万一千円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
十四	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
十五	名称	第二百三十八回インターネット専用全国自治宝 くじ(クイックワン)
十六	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として三単位 (一ユニット)として三単位

三	証券金額 発売期間 当せん金の総額	(三ユニット)。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。 一枚二百円 令和八年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
四	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
五	当せん金支払手数料	発売総額に対して七十九万二千百九十八円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
六	その他発売経費	発売総額に対して四千五百八十九万一千円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
七	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
八	名称	第二百三十九回インターネット専用全国自治宝 くじ(クイックワン)
九	発売総額及び枚数	二十億円 四百万枚 (五億円を一単位(一ユニット)として四単位 (四ユニット)。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)
十	証券金額 発売期間 当せん金の総額	一枚五百円 令和八年十二月一日から令和九年一月三十一 日まで
十一	委託対象事務の範囲	発売総額に対して九億円。ただし、発売状況等 により増減する場合がある。
十二	当せん金支払手数料	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
十三	その他発売経費	発売総額に対して二百十万六千三百九十三円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
十四	受託申請期限 その他	令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
十五	名称	第二百四十回インターネット専用全国自治宝く

二	発売総額及び枚数	じ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和八年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百十五万七千七百十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して八千九百九十一万六千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	名称	第二百四十一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 十二億円 六百万枚 （二億円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和八年十二月一日から令和九年一月三十一日まで
三	証券金額	
四	発売期間	
五	当せん金の総額	
六	委託対象事務の範囲	
七	当せん金支払手数料	
八	その他発売経費	
九	受託申請期限	
十	その他	
二	発売総額及び枚数	係通達による。 第二百四十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 三億円 百五十万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として三単位（三ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和八年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して七十七万六千六百九十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して四千五百八十九万一千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和八年七月十三日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	名称	第二百四十三回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 四億円 四百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円 令和八年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して二百八十一万六千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
三	証券金額	
四	発売期間	
五	当せん金の総額	
六	委託対象事務の範囲	
七	当せん金支払手数料	
八	その他発売経費	
九	受託申請期限	
十	その他	

十九
受託申請期限
その他

令和八年七月十三日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

